

令和6年1月22日

公益社団法人 世田谷法人会 会員 各位

公益社団法人世田谷法人会
会長 山崎 充

令和6年能登半島地震による災害義援金について

この度の能登半島地震により、犠牲となられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々並びにそのご家族、関係者の皆様に心からお見舞い申し上げます。また、被災者の救済と被災地域の復興支援にご尽力されておられる方々に深く敬意を表します。

今回被災された一般社団法人石川県法人会連合会では、令和6年能登半島地震で被災された方々を支援するため、以下の通り災害義援金を募集しておりますので、趣旨にご賛同いただける方は、災害義援金受付専用口座に災害義援金をお振込みくださいますようお願い申し上げます。

一般社団法人石川県法人会連合会

令和6年能登半島地震の災害義援金の募集について

1 募金趣意書

令和6年1月に発生した能登地方を震源とする地震で被災された方々を支援するため、一般社団法人石川県法人会連合会の構成員（石川県内に事務所を有する法人会）の会員及び当該募金の趣旨に賛同する法人及び個人から災害義援金を募集する。

2 募金要綱

- (1)災害義援金の振込先は、当連合会が開設した災害義援金の受付専用口座とする。
- (2)災害義援金の受付期間は、令和6年1月11日(木)から令和6年2月29日(木)までの間とする。
- (3)災害義援金受付専用口座に振り込まれた義援金は、受付期間終了後、当連合会からの寄附金として、石川県が開設した「石川県令和6年能登半島地震災害義援金」口座に振り込む。

3 災害義援金受付専用口座

北國銀行 香林坊支店 普通預金 口座番号 0032317

【口座名義】 (一社) 石川県法人会連合会 災害義援金

【フリガナ】 シヤ) イシカワケンホウジンカイレンゴウカイ
サイガイギエンキン

4 振込手数料について

当連合会が開設した災害義援金受付専用口座への振り込みにつきましては、振込手数料をご負担いただくこととなりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

5 税務上の取り扱いについて

災害義援金受付専用口座へ振り込まれた災害義援金は、個人の方にとっては「特定寄附金」、法人にとっては「国等に対する寄附金」として取り扱われ、税制上の優遇措置の適用を受けることができます。（【根拠条文】所得税法第78条、法人税法第37条）

なお、銀行振込みで支払った場合の振込票の控が税制上の優遇措置の適用を受けるための証明書類となりますので、保存しておいてください。

詳しくは一般社団法人石川県法人会連合会 HP をご覧ください。⇒

